

(仮訳)

CERD/C/JPN/CO/3-6

配布: 一般

2010年4月6日

原文: 英語

人種差別撤廃委員会

第76会期

2010年2月15日-3月12日

## 本条約第9条に基づき締約国より提出された報告の審査

### 人種差別撤廃委員会の最終見解

#### 日本

1. 委員会は、2010年2月24日及び25日に開催された第1988回及び第1989回会合(CERD/C/SR.1988及びCERD/C/SR.1989)において、日本の第3～6回報告(CERD/C/JPN/3-6)を審査した。2010年3月9日に開催された第2004回及び第2005回会合(CERD/C/SR.2004及びCERD/C/SR.2005)において、下記の最終見解を採択した。

#### A. 序論

2. 委員会は、締約国による第3～6回定期報告の提出を歓迎する。本条約上の権利の実現に関し深い洞察を提供した、大規模な代表団との建設的な対話、質問リスト(リスト・オブ・イシュー)(CERD/C/JPN/Q/6)への書面回答及び委員からの質問に対する口頭回答に感謝の意を表す。締約国の報告がかなり提出期限を超過したことに留意し、委員会は、締約国に対し、本条約に基づく義務を果たすために今後の報告提出期限に留意することを求める。

#### B. 肯定的側面

3. 委員会は、締約国によるミャンマー難民のパイロット的な第三国定住プログラム(2010年)に注目する。

4. 委員会は、先住民の権利に関する国際連合宣言(2007年9月)に対する締約国の支持を歓迎する。

5. 委員会は、締約国がアイヌ民族を先住民族として認めたこと(2008年)に祝意を表し、アイヌ政策推進会議の創設(2009年)に注目する。

6. 委員会は、改正「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」(2004年)、「プロバイダ責任制限法」(2002年)及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」(2006年)を含む、インターネット上の違法及び有害情報に対する規制の採用を評価する。

### C. 関心事項及び勧告

7. 委員会は、前回の最終見解(CERD/C/304/Add.114)の実施のための具体的な施策に関して締約国から提供された情報が不十分だったことに懸念をもって留意し、その実施及び本条約全体の実施も限られていたことを遺憾に思う。

**締約国に対し、委員会によるすべての勧告及び決定に従うとともに、国内法の規定が本条約の効果的な実施の促進を確保するよう、すべての必要な措置を講ずることを懇請する。**

8. 憲法第14条を含む既存の国及び地方自治体の法規が法の下での平等を保障することに留意する一方、委員会は、本条約第1条に規定する差別となる理由について完全には対応がなされていないことを強調する。さらに、委員会は、締約国の世系(descent)に基づく人種差別の解釈を遺憾と思う一方、部落民に対する差別を防止し根絶するために、本条約の精神に基づき締約国によってとられた措置に関する情報を評価する(第1条)。

**委員会は、一般的勧告29(2002年)で表明した「『世系』という文言は差別が禁止される他の理由を補完する意味と適用がある」また「『世系』に基づく差別は、社会的階層及び人権の平等な享受を無効とし又は損なうこれと類似の制度であって受け継がれた地位に関するものに基づくコミュニティのメンバーに対する差別を含む」という立場を維持する。さらに、委員会は、本条約第1条1の「世系」という文言は単に「人種」に言及しているのではないこと、及び世系を理由とした差別は本条約第1条の対象となることを再確認する。したがって、委員会は、本条約に従った人種差別の包括的な定義を採用することを要請する。**

9. 委員会は、反差別に関する国内法を必要としないという締約国によって表明された考えに留意し、個人又は団体が差別に対する法的救済を結果的に求めることができないことを懸念する(第2条)。

委員会は、前回の最終見解(10パラ)に含まれる勧告を再度表明し、本条約第1条に基づき、人種差別を直接的及び間接的に禁止する特別法の採用を検討し、本条約により保護されるすべての権利に対応することを要請する。また、委員会は、人種差別の申立てに関わる法執行官が、違反者に対処し差別の被害者を守るために適正な専門知識と権限を有するようにすることを確保するよう締約国に懇請する。

10. 締約国が報告作成過程においてNGO及び他の団体と協議や非公式ヒアリングを開催したことに関心をもって留意するとともに、委員会は、そのような組織及び団体との情報交換や情報収集の機会が限られていたことを遺憾に思う。

委員会は、日本におけるNGOが果たす人権分野での肯定的貢献及び役割に留意し、次回定期報告準備期間において協議プロセスにNGOの効果的な参加を確保することを懇請する。

11. 委員会は、締約国が提供した人口構成に関する情報に留意するが、入手可能な実態データが締約国における社会的弱者グループの状況の正確な理解や評価を考慮していないことを遺憾に思う。

改訂報告ガイドライン(CERD/C/2007/1)の paragraph 10及び paragraph 12とともに、本条約第1条の解釈に関する一般的勧告8(1990年)及び国籍を持たない者に対する差別に関する一般的勧告30(2004年)に則って、本条約第1条の定義に当てはまるグループの構成及び状況を評価するために、関係者のプライバシーや匿名性を十分に尊重する形で、個人の自発性に基づき、一般に話されている言語、母国語、あるいは、社会調査からの情報と合わせて人口の多様性を示す他の指標について調査を行うことを勧告する。さらに、委員会は、次回定期報告に日本国籍を持たない者の人口に関する集計データをアップデートし提供することを懇請する。

12. パリ原則(総会決議 48/134)に沿った国内人権機構の設立を検討しているとの締約国のコミットメントに留意する一方、委員会は、人権委員会を設立する規定を含んだ人権擁護法案の廃案、独立した国内人権機構設立のための具体的な行動及び時間的枠組の全般的な欠如や遅延を遺憾に思う。また、包括的で効果的な申立てメカニズムの欠如に懸念をもって留意する(第2条)。

委員会は、締約国に対し人権救済法案を起草及び採択し、法的申立てメカニズムを早急に設立することを懇請する。また、パリ原則に沿った、十分な資金及び適切な人員を有する独立した人権機構を設置し、その機関が幅広い人権に関する権限と現代的形式の差別に取り組むための特別な権限を有するよう要請する。

13. 締約国による説明に留意するとともに、委員会は、締約国の本条約第4条(a)及び(b)への留保について懸念する。また、在日韓国・朝鮮学校(Korean schools)に通う生徒を含むグループに対する不適切で下品な言動、及び、インターネット上での、特に部落民に対して向けられた有害で人種主義的な表現や攻撃という事象が継続的に起きていることに懸念をもって留意する(第4条(a)及び(b))。

委員会は、人種的優越や嫌悪に基づく思想の流布を禁止することは、意見や表現の自由と整合するものであるという意見を再度表明し、この点において、本条約第4条(a)及び(b)への留保の維持の必要性を、留保の範囲の縮小及びできれば留保の撤回を視野に入れて、検証することを懇請する。委員会は、表現の自由の権利を行使することは、特別な義務と責任、特に人種主義的思想を流布しない義務が伴うことを喚起し、本条約の規定が自動執行力のない性格のものであることに鑑みれば、第4条は義務的性質があるとする一般的勧告7(1985年)及び一般的勧告15(1993年)を考慮することを改めて要請する。委員会は締約国に以下を勧告する。

- (a) 本条約第4条の差別を禁止する規定を完全に実施するための法律の欠如を是正すること。
- (b) 憎悪的及び人種差別的表明に対処する追加的な措置、とりわけ、それらを捜査し関係者を処罰する取組を促進することを含めて、関連する憲法、民法、刑法の規定を効果的に実施することを確保すること。
- (c) 人種主義的思想の流布に対する注意・啓発キャンペーンを更に行い、インターネット上の憎悪発言や人種差別的プロパガンダを含む人種差別を動機とする違反を防ぐこと。

14. 公務員に対する人権教育を提供するために締約国によりとられた施策に留意するとともに、委員会は、公務員による差別的発言が繰り返されているという前回最終見解(13パラ)の懸念を改めて表明し、本条約第4条(c)に違反して、この点に関する当局による行政的又は法的行動の欠如を遺憾に思う。さらに、発言を罰する名誉毀損、侮辱及び脅迫に関する既存の法律は人種差別に特有のものではなく、特定の個人に対する侵害の場合にのみ適用されることを懸念する(第4条(c)及び第6条)。

委員会は、国家及び地方自治体の公務員による人種差別を許容し扇動するあらゆる発言を強く非難し反対すること及び政治家や公務員の間で人権啓発を促進する取組を強化することについて改めて勧告する。また、締約国は人種差別及び外国人嫌悪的発言を直接的に禁止し、管轄権を有する国内裁判所を通して人種差別に対する効果的な保護及び救済へのアクセスを保障する法律を制定すべきことを緊急に勧告する。また、委員会は、そのような事件が将来発生することを防ぎ、また、全公務員、法執行官、行政官及び一般国民に対して、特に人種差別に関して関連する人権教育を提供するための必要な施策を講ずることを勧告する。

15. 家庭裁判所調停委員はいかなる公的決定権を持っていないことに留意するとともに、委員会は、日本国籍を持たない者は資質があるにもかかわらず調停委員として調停処理に参加できないという事実懸念を表明する。また、公職への日本国籍を持たない者の参画に関してデータが提供されていないことに留意する（第5条）。

**委員会は、調停処理を行う候補者として推薦された能力のある日本国籍を持たない者が家庭裁判所で活動できるように、締約国の立場を見直すことを勧告する。また、次回報告において日本国籍を持たない者の公職への参画の権利に関して情報を提供することを勧告する。**

16. 締約国において、帰化申請者を含む日本国籍を持たない住民数が増加していることに関心をもって留意する一方、委員会は、個人の氏名は尊重されるべき文化的・民族的アイデンティティの基本的な要素であるという前回最終見解(18パラ)において表明した見解を改めて表明する。この点について、委員会は、帰化目的のために、申請者は自由選択というより差別を恐れて自らの氏名を変更し続けていることに懸念を表明する（第5条）。

**委員会は、帰化を求める日本国籍を持たない者のアイデンティティが尊重されるアプローチを進めること、また、帰化プロセスに関わる職員、申請書及び出版物は、申請者に不利益や差別を恐れて日本語名や漢字を採用させるような言葉の使用を抑えることを勧告する。**

17. 国籍にかかわらず被害者を保護し地方自治体の役割を強化するよう改正された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(2007年)に留意する一方、委員会は、家庭内暴力及び性的暴力の被害女性が直面する申立てメカニズムや保護サービスへのアクセスに関する障害について懸念をもって留意する。移民管理法(2009年)の変更が家庭内暴力を被る外国人女性に困難をもたらすことについては特に懸念をもって留意する。また、女性に対する暴力の事案につき提供された情報やデータが不足していることを遺憾に思う（第5条）。

**人種差別のジェンダーに関連した側面に関する一般的勧告25(2000年)の観点から、委員会は、二重差別、特に社会的弱者グループの女性や子どもに関する事象に対処するためのすべての必要な施策を採用することを勧告する。また、暴力を含むジェンダーに関連した人種差別を防ぐための施策に関してデータを収集しリサーチを行うという前回の勧告(22パラ)を改めて表明する。**

18. 戸籍制度に関する締約国の立場を認識し、個人情報を守るための法的変更(2008年)に留意するとともに、委員会は、戸籍制度の問題及びプライバシー侵害、特に部落民に関しての問題が続いていることについて懸念を改めて表明する（第2条、第5条）。

委員会は、個人のプライバシーを効果的に守るために、特に雇用、結婚及び住居において、差別目的のための戸籍制度の利用を禁止し、処罰措置を有するより厳格な法律を制定することを勧告する。

19. 部落民に対する差別が社会問題であるとする締約国の認識及び同和問題に関する特別措置法の成果に関心をもって留意するとともに、委員会は、2002年の同和問題に関する特別措置法終了に際して、締約国と部落組織の間で合意された下記の条件（本条約の完全実施、人権救済に関する法及び人権教育の推進に関する法の制定）がいまだに達成されていないことを懸念する。委員会は、部落差別事案に専門的に対処する権限を持つ公的機関がないことを遺憾に思い、部落民に対処し言及する際、締約国による統一的な概念と政策が欠如していることに留意する。また、委員会は、部落民と部落民以外の国民の間の社会・経済的格差が、例えば物理的生活環境や教育において、一部の部落民については減少しているものの、雇用や結婚、住居及び土地の価格のような公的生活の分野で依然差別が残っていることに懸念をもって留意する。さらに、部落民の状況の進展を測るための指標が欠如していることを遺憾に思う（第2条及び第5条）。

委員会は締約国に以下を勧告する：

- (a) 部落問題に対処する権限を持つ特定の政府機関あるいは委員会を指定すること。
- (b) 特別措置法の終了に際してなされたコミットメントを履行すること。
- (c) 明確で統一された部落民の定義採用のために関係者と協議を行うこと。
- (d) 部落民の生活条件の改善のためのプログラムを、一般国民の参加を得て、特に部落コミュニティを擁する地域に対する人権教育及び啓発の取組で補うこと。
- (e) 上記の施策の状況及び進展を反映する統計指標を提供すること。
- (f) 受益者とその他の者との平等が持続的に達成されたときに特別措置は終了すべきであるとする勧告を含む特別措置に関する一般的勧告32(2009年)を考慮すること。

20. アイヌを先住民族として認識したことを歓迎し、象徴的な公的施設建設や北海道外のアイヌの地位に関する調査の実施のための作業部会の設立を含む締約国のコミットメントを反映した施策に関心をもって留意するとともに、委員会は以下について懸念を表明する。

- (a) 協議フォーラムや有識者懇談会へのアイヌ民族の代表が不十分であること。
- (b) 北海道におけるアイヌ民族の権利の発展及び社会的地位の改善に関する国家的な調査が欠如していること。
- (c) 先住民族の権利に関する国連宣言の実施に向けた進展がこれまで限定的であること（第2条及び第5条）。

委員会は、協議を、アイヌの権利に取り組む明確で方向性のあるアクション・プランを持った政策及びプログラムに転換するために、アイヌの代表と協力して更なる措置を講ずること、並

びに、協議におけるアイヌ代表者の参加を増やすことを勧告する。また、アイヌ代表者と協議しつつ、先住民の権利に関する国連宣言などの国際的コミットメントの検証・実施を目的とする第三者作業部会設置を検討することを勧告する。委員会は、北海道のアイヌ民族の生活水準に関する国家的調査を実施することを要請し、本委員会の一般的勧告 23 (1997 年) を考慮することを勧告する。さらに、委員会は、締約国に対し独立国における原住民及び種族民に関する ILO 169 号条約(1989 年)を批准することを検討することを勧告する。

21. ユネスコは沖縄の固有の民族性、歴史、文化、伝統並びにいくつかの琉球語を認めている(2009 年)ことを強調するとともに、委員会は、沖縄の特色に妥当な認識を示そうとする締約国の姿勢を遺憾に思い、沖縄の人々が被る持続的な差別について懸念を表明する。さらに、委員会は、沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する(第 2 条及び第 5 条)。

委員会は、沖縄の住民の権利を促進し適切な保護施策や保護政策を設けるために、沖縄の住民が被る差別をモニターすることを目的に、沖縄の代表者と広い協議を持つことを締約国に懇願する。

22. 委員会は、バイリンガル相談員や 7 言語による就学ガイドブックといった締約国による少数グループへの教育を促進する努力に評価をもって留意する。しかしながら、教育制度における人種差別克服のための具体的施策の実施に関する情報が欠如していることを遺憾に思う。さらに、委員会は以下の事項を含め、子どもの教育に差別的な影響を及ぼす行為について懸念を表明する：

- (a) アイヌの子どもやその他の国のグループの子どもが自らの言語に関する教育や自らの言語による教育を受ける適切な機会の欠如
- (b) 締約国における義務教育の原則が、日本が締約国となっている本条約第 5 条の (e) の (v)、児童の権利条約第 28 条並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第 13 条 2 に適合した形で、外国人の子どもに完全には適用されていない事実
- (c) 学校の認定、教育課程の同等性や高等教育への入学に関連する障害
- (d) 締約国に居住する外国人及び韓国・朝鮮系(Korean)、中国系の学校に対する公的支援や補助金、税制上の優遇措置に関する異なる扱い
- (e) 締約国において現在国会にて提案されている公立及び私立の高校、専修学校(technical colleges)並びに高校に相当する課程を置く多様な機関の授業料を無償とする法制度変更において、北朝鮮の学校を除外することを示唆する複数の政治家の姿勢(第 2 条及び第 5 条)

委員会は、非市民に対する差別に関する一般的勧告 30 (2004 年) に照らして、教育機会の提供において差別がないこと、締約国の領域内に居住する子どもが学校への入学や義務教育就

学において障壁に直面しないことを締約国が確保することを勧告する。また、委員会は、この点において、外国人のための学校に関する種々の制度や、国の公的 school 制度の外で別の枠組みを設立することが望ましいかについての調査研究を締約国が行うことを勧告する。委員会は、締約国の少数グループが自らの言語に関する教育や自らの言語による教育を受けられるように適切な機会を提供するとともに、締約国がユネスコの教育差別防止条約への加入を検討することを懇請する。

23. 委員会は、難民認定手続における進展を評価をもって留意するが、いくつかの報告によれば、特定の国からの庇護希望者には異なった優先的な基準を適用しており、他国の出身で国際的保護が必要である庇護希望者は強制的に危険な状況に戻されていることに懸念を改めて表明する。また、一般国民の難民問題に関する理解不足のほか、庇護に関する情報を適切に入手できないこと、手続についての理解不足、言葉及びコミュニケーションの問題及び文化の分断など難民自身に認識されている問題に関して懸念を表明する（第2条及び第5条）。

委員会は、締約国が標準化された庇護手続及びすべての難民による公的サービスに対する平等な権利を確保するために必要な施策を講ずることを改めて勧告する。これに関連して、委員会はまた、すべての庇護希望者の権利、特に適当な生活水準や医療ケアに対する権利が確保されることを勧告する。また、委員会は、本条約第5条(b)に基づき、何人も各人の生命や健康が危険にさらされると信じるに足る十分な理由がある国に強制的に送還されないことを確保することを要請する。委員会は、この点において国連難民高等弁務官事務所との協力を求めることを勧告する。

24. 委員会は、日本人と日本人でない者の関係に困難がある事案、特に、レストラン、公衆浴場、店舗やホテルなど一般人の使用を目的とされている場所やサービスにアクセスする権利が、本条約第5条(f)に違反して、人種や国籍に基づき拒否されていることに懸念を表明する（第2条及び第5条）。

委員会は、締約国が国民全体に対する教育活動を通してこの一般的な態度に対抗すること、一般に開かれた場所への入場の拒否を違法とする国内法を採用することを勧告する。

25. 委員会は、本条約において保護されているグループによる日本社会への貢献に関する正確なメッセージを伝えることを目的として教科書を改訂するために、締約国によりとられた措置が不十分であったことを懸念する（第5条）。

委員会は、締約国がマイノリティの文化や歴史をよりよく反映するために既存の教科書を改訂することやマイノリティが話す言語で書かれたものを含む歴史や文化に関する書籍及びそ



他の出版物を奨励することを勧告する。特に、義務教育において、アイヌや琉球の言語教育及びこれらの言語による教育を支援することを懇請する。

26. 人権相談所や人権教育・促進など、締約国によりとられた人種差別的偏見と闘うための施策に留意するとともに、委員会は、メディアに関する具体的な情報の欠如及びテレビやラジオ番組の放送における人権の一体化を引き続き懸念する（第7条）。

委員会は、締約国が人種差別撤廃を目的として、公的教育及び啓発キャンペーンを強化し、寛容や尊重を教育目的に組み入れ、日本国民であれ外国人であれ社会的弱者グループに関する課題に対するメディアの適切な扱いを確保することを勧告する。また、委員会は、人権教育を向上させる点においてメディアの役割に特別な注意を払うこと、及びメディアや報道における人種差別に繋がる人種差別的偏見と闘うための施策を強化することを勧告する。また、人種差別の啓発を強化するために、ジャーナリスト及びメディアで働く人々のための教育や訓練を勧告する。

27. すべての人権は不可分であることに留意しつつ、委員会は、締約国がまだ批准していない国際人権条約、特に人種差別の問題に直接関係する規定がある条約、例えば、すべての移民労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約(1990年)、ILO111号条約(雇用及び職業についての差別待遇に関する条約)(1958年)、無国籍者の地位に関する条約、無国籍の削減に関する条約及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准の検討を懇請する。

28. ダーバン・レビュー会議のフォローアップに関する一般的勧告33(2009年)を踏まえ、委員会は、締約国が、国内法秩序において本条約を実施する際に、2009年4月にジュネーブで開催されたダーバン・レビュー会議の成果文書を考慮しつつ、2001年9月に人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容に反対する世界会議において採択された「ダーバン宣言及び行動計画」を実施することを勧告する。委員会は、「ダーバン宣言及び行動計画」を国レベルで実施するための行動計画及び他の施策に関する具体的情報を次の報告に含めることを求める。

29. 委員会は、個人通報を受理し検討する委員会の権限を認めるという本条約第14条に規定する選択的宣言を行うことを検討するよう締約国に懇請する。

30. 締約国の立場に留意する一方、委員会は、1992年1月15日に第14回締約国会合において採択され、国連総会により決議47/111をもって承認された、本条約第8条6の改正を締約国が批准することを勧告する。これに関連して、委員会は、国連総会決議61/148及び62/243において、国連総会が同改正に関し国内の批准手続を加速させ、事務総長に対し、書面により同改正への同意を直ちに通知することを本条約締約国に強く勧告したことを想起する。

31. 委員会は、締約国の政府報告を提出時に直ちに公衆が利用可能なものとする事及びこれらの報告に関する委員会の見解を、公用語及び適当な場合には他の一般に使用されている言語で同様に公表することを勧告する。

32. 締約国が2000年にコア・ドキュメント(HRI/CORE/1/Add.111)を提出したことに留意し、委員会は、国際人権条約に基づく報告に関する統一ガイドライン、特に、2006年6月に開催された第5回人権条約体間会合(HRI/MC/2006/3)によって採択された共通のコア・ドキュメントに関するガイドラインに則って、最新版を提出することを慫慂する。

33. 本条約第9条1及び改正手続規則65に従って、委員会は締約国がこの最終見解の採択後1年以内に、上記パラグラフ12、20及び21パラに含まれる勧告のフォローアップに関する情報を提供することを求める。

34. 委員会は、また、パラグラフ19、22及び24に含まれる勧告が特に重要であることにつき締約国の注意を喚起するものであり、次回定期報告においてこれらの勧告を実施するためにとられた具体的施策に関する詳細な情報を提供することを求める。

35. 委員会は、第71会期で委員会が採択した委員会特定文書のガイドライン(CERD/C/2007/1)を考慮しつつ、第7～9回定期報告を2013年1月14日までに提出すること、また、この最終見解の中で取り上げられたすべての点に取り組むことを勧告する。

(訳注：訳文中の「締約国」は日本を指す)